

高額障害福祉サービス等給付費について

【例①】

同じ世帯に複数人障害福祉サービス等を利用する方がいる場合

<基準額> 37,200円 ※課税世帯の場合

とある1か月



Aさん

障害福祉サービス(生活介護など)
を利用し 37,200 円を自己負担



Bさん

障害福祉サービス(就労継続支援
B型)を利用し 37,200 円を自己
負担

【他のパターン】

兄弟が2人とも放課後等デイ
サービス等を利用している
場合なども対象となります

計 74,400 円を支払い

世帯で 37,200 円の利用者負担額のところを多く支払っている状態

★超過分の 37,200 円を還付します

※基準額については、受給者証で 9,300 円と記載されていても、課税世帯の場合は一律で 37,200 円となります。ただし、「障害児の特例」として例外もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【例②】

1人で複数の障害福祉サービス等を利用する方がいる場合

○障害福祉サービス、障害児通所サービス、補装具を利用している月があった場合

<基準額> 37,200円 ※「障害児の特例」により、利用サービスのうち1番高い利用者負担上限額が基準額となるため、補装具を利用していない月については「障害福祉サービス」と「障害児通所支援」、どちらか高い利用者負担額が基準額となり、下の図の場合は「4,600円」となる。

とある1か月

【①障害福祉サービス分】

1ヶ月の利用者負担上限額

4,600円

短期入所などを利用し 4,600円
を自己負担

【②障害児通所支援分】

1ヶ月の利用者負担上限額

4,600円

放課後等デイサービスを利用し
4,600円を自己負担

【③補装具分】

1ヶ月の利用者負担上限額

37,200円

補装具を購入し 37,200円
を自己負担

12歳



計 46,400円を支払い

世帯で 37,200円の利用者負担額のところを
多く支払っている状態

★超過分の 9,200円を還付します

※他にも考えられるパターンはありますので、心当たりのある方につきましては、
障害福祉課までお問合せください。